

公 示 送 達 書

栗 原 市 告 示 第 251 号
令 和 8 年 1 0 月 2 日

宮城県栗原市長 佐藤 智



督促状（令和8年度国民健康保険税第3期）を下記の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、当市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達する書類名		督促状（令和8年度国民健康保険税第3期）	
送達を受けるべき者	住	所	氏 名
	宮城県栗原市築館字左足下5番地		鈴木 将也
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳212番地1コーポミケナ210号		佐久間 茂
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳167番地4コーポたかはしB103号		二階堂 典幸
	宮城県栗原市若柳字川南南大通7番地17		門脇 和也
	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎八日町14番地2		韓 明峰
	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎上小路127番地4Sol Levante 107号室		星 竜二
	宮城県栗原市栗駒中野上野原北82番地3		佐藤 明
	宮城県栗原市高清水来光沢2番地2		ASRI RAHAYU
	中国		石川 美結
	以下余白		

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。